

債 券 関 係

債券に関する有価証券上場規程の特例	1
債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い	1
債券の上場手数料及び年賦課金	9

債券に関する有価証券上場規程の特例

制定 昭 62.3.6
変更 平 4.10.12 7.1.1 8.1.1 10.12.1 11.3.1
11.9.1 11.11.10 12.5.11 13.4.1 14.4.1
15.1.1 15.5.8 17.2.1 18.1.10 18.2.1
18.5.1 19.9.30 20.4.1 21.1.5 21.11.9
22.4.1 22.6.30
令 3.3.15 5.3.13 6.3.8

(目 的)

第1条 この特例は、債券（国債証券、外国債券及び新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(平 4.10.12 14.4.1 18.2.1)

(上場申請)

第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 本所所定の様式による有価証券上場申請書
- (2) 当該債券の発行に係る信託証書、発行契約書及び社債管理委託契約書その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写

(3) 定款又はこれに類するもの。ただし、本所の上場有価証券の発行者、地方公共団体については、提出を要しない。

(4) 本所所定の上場申請に係る宣誓書。ただし、上場会社及び上場債券の発行者については、提出を要しない。

(5) 本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」。ただし、上場会社及び上場債券の発行者については、提出を要しない。

2 債券の上場を申請しようとする者が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第3号に定める債券の発行者である場合は、前項各号に掲げる書類のほか、最近3事業年度（「最近」の計算は、上場予定日の直前事業年度（ただし、本所が適当と認める場合は、その前の事業年度）の末日を起算日としてさかのぼる。）の経理の状況を記載した書類を提出するものとする。ただし、本所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。

3 上場申請銘柄が、第4条第2項第1号（新設合併に係る部分に限る。）又は第2号（新設分割に係る部分に限る。）に該当する場合には、その発行者の設立前においても、同項第1号又は第

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

実施 昭 62.3.6
変更 平 1.2.1 4.10.12 5.4.1 7.1.1 8.4.1
10.12.1 11.3.1 11.9.1 13.4.1 15.1.1
15.4.1 17.2.1 18.1.10 18.5.1 19.9.30
20.4.1 21.1.5 22.6.30
令 3.3.15

1. 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）

(1) 第2条第1項第2号に規定する「その他本所が必要と認める書類」には、次に掲げる書類を含むものとする。

- a 発行事務委託契約書
- b 期中事務委託契約書

2号に規定する新設合併又は新設分割に係る当該発行者の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該発行者が行うものとする。

4 第3項の規定により上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。

5 第3項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、上場債券の発行者が発行する債券であって、上場銘柄と同一の内容のものうち本所が定めるものについて上場を申請しようとする場合は、本所所定の様式による有価証券上場申請書を提出するものとする。

(平7.1.1 10.12.1 13.4.1 17.2.1 18.1.10
18.5.1 19.9.30 22.6.30 令5.3.13)

(上場銘柄数)

第3条 削除

(平18.1.10)

(社債券の上場審査基準)

第4条 社債券（新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。

(2) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。

a 未償還額面総額が10億円以上であること。

b 消化件数が1,000件と同程度以上であること。

c 額面金額が、10万円、100万円又は1,000万円のいずれかであること。

d 指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時まで取扱いの対象となる見込みがあること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、第1項第2号の規定を適用しないものとする。ただし、第7条第2項に掲げる基準に該当しないものであることを要するものとする。

(1) 上場申請銘柄が、その発行者が他の会社に

(2) 第2条第5項に規定する「本所が定めるもの」とは、当該上場銘柄と初期利子の支払額を異にするものをいうものとする。

2. 社債券の上場審査基準の取扱い（債券特例第4条関係）

第4条第2号dに規定する本所が指定する振替機関は、株式会社証券保管振替機構とする。

吸収合併される又は新設合併を行うことにより本所において上場廃止されるものである場合

- (2) 上場申請銘柄が、その発行者が新設分割又は吸収分割により当該上場申請銘柄に係る債務を他の会社に承継させることにより本所において上場廃止されるものである場合

(平 8. 1. 1 10. 12. 1 11. 3. 1 13. 4. 1 14. 4. 1
18. 1. 10 18. 2. 1 18. 5. 1 21. 1. 5)

(社債券以外の債券の上場)

第5条 社債券以外の債券については、本所が必要と認める銘柄につき、前条第2号に掲げる基準を勘案して上場を決定する。

(同一内容の債券の上場)

第5条の2 前2条の規定にかかわらず、第2条第5項の規定により上場申請のあった債券については、原則として上場を承認するものとする。

(上場契約)

第5条の3 本所が債券を上場する場合には、当該上場申請に係る債券の発行者は、本所所定の債券上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場債券の発行者が他の債券の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(平 13. 4. 1 18. 5. 1)

第6条 削除

(平 17. 2. 1 19. 9. 30 20. 4. 1 22. 6. 30 令 3. 3. 15)

(社債券の上場廃止基準)

第7条 上場社債券の発行者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

- (1) 債券上場契約について重大な違反を行った場合、第2条第1項第4号の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

- (2) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第12号まで(第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)、第19号又は20号(同基準第2条の2第1項第4号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第1項第6号から第11号まで(第7号にあっては、同号後段の規定の適用

3. 削除

4. 債券の上場廃止の取扱い(債券特例第7条及び第8条関係)

を受ける場合を除く。)のいずれかに該当した状態となったと本所が認めた場合

2 社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

- (1) 未償還額面総額が3億円未満となった場合
- (2) 最終償還期限が到来する場合
- (3) 上場社債券の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合

- (4) 吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される場合
- (5) 指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (6) (1)から前(5)までのほか、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合

(平7.1.1 8.1.1 10.12.1 12.5.11 13.4.1 14.4.1
15.1.1 15.5.8 17.2.1 18.1.10 18.5.1 21.11.9
22.4.1 22.6.30)

(社債券以外の債券の上場廃止)

第8条 社債券以外の債券の発行者が、前条第1項第1号に該当する場合、株券上場廃止基準第2条第1項第10号若しくは第11号に該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると本所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

2 社債券以外の債券の上場銘柄が前条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(平8.1.1 10.12.1 13.4.1 17.2.1 18.1.10
22.4.1)

(1) 第7条第2項第2号に規定する「最終償還期限が到来する場合」(第8条第2項の規定に基づき第7条第2項第2号が適用される場合を含む。)には、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書)等の書面による報告を受けたときに、第7条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(2) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a 第7条第1項第2号に該当することとなった銘柄については、株券の上場廃止日(上場社債券の発行者(上場会社を除く。)が第7条第1項第2号後段の基準に該当した場合の上場廃止日は、本所が定める日)と同日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。

b 第7条第1項第1号若しくは同条第2項第1号、第8条第1項又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満になった場合」に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応当日(応答日がないときはその月の末日)とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。

c 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄については、最終償還期日(最終償還期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の償還の日)から起算して5日前(休業日を除

- 外する。以下日数計算について同じ。)の日
- d 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる銘柄については、繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の償還の日）から起算して5日前の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
 - e 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、上場債券の発行者が期限の利益を喪失した銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日
 - f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される銘柄については、原則として、吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して4日前の日
 - g 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、指定保管振替機構の振替業における取扱いの対象とならないこととなった銘柄については、指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなる日から起算して4日前の日
 - h 第7条第2項又は第8条第2項本文に該当することとなった銘柄のうち、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた銘柄については、本所がその都度定める日
 - i 社債券以外の債券の発行者の合併による解散により第8条第1項に該当することとなった銘柄については、原則として、吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第9条 上場債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場債券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、別添「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」により定める。

(平 20. 4. 1)

(特別注意銘柄の指定及び指定解除)

第10条 上場債券の発行者の発行する上場株券

が特別注意銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場債券を特別注意銘柄に指定することができる。

- 2 前項の場合において、本所は、当該上場債券の発行者の発行する上場株券が特別注意銘柄から解除された場合には、当該上場債券についてもその指定の解除を行う。

(平 20. 4. 1 令 6. 3. 8)

付 則 (平 7. 1. 1) 抄

- 2 平成 5 年 10 月 1 日前に発行決議があった債券の上場を申請しようとする場合には、改正後の第 2 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 8 条第 1 項の規定は、平成 13 年 3 月末日以降に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号）附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場を申請する債券から適用する。
- 3 改正後の第 6 条の 3 の規定は、施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 4 改正後の第 8 条第 1 項の規定（「若しくは第 11 号」を追加する部分に限る。）は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている債券が、平成 19 年 3 月 31 日までに指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならなかった場合には、平成 19 年 4 月 30 日に上場

付 則

この改正規定は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

廃止する。

3 保管振替機構の定める社債等に関する業務規程平成18年1月10日改正附則第2条の規定において一般債とみなされた債券のうち、額面金額が複数あるものに係る改正後の第4条第1項第2号cの規定の適用については、同規定中「額面金額」とあるのは「額面金額の最低額」とする。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
2 改正後の第6条の3の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月9日から施行し、同日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

付 則

この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年12月25日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日の前日までに改正前の第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この改正規定は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 13 日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和 6 年 3 月 8 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い 別添1
債券の上場手数料及び年賦課金

債券（国債証券、外国債券、新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）の上場手数料及び年賦課金は、次のとおりとし、消費税及び地方消費税を加算する。

(1) 上場手数料

上場手数料は、次の a 又は b に定める額とする。

a 残存年数 10 年未満のもの 1 銘柄につき 12 万円

b 残存年数 10 年以上のもの 1 銘柄につき 15 万円

ただし、地方債の上場手数料はこれを半額とする。又上場会社の合併などにより上場廃止された債券が上場廃止後 6 か月以内に上場される場合の上場手数料は、既に納入された額を限度として免除することができる。

上場手数料は、当該銘柄の上場日前に納入するものとする。

(2) 年賦課金

上場会社が発行するもの

1 銘柄につき 4 万円

上場会社以外の上場有価証券の発行者が発行するもの

1 銘柄につき 8 万円

ただし、上場銘柄が 2 銘柄以上のときは、

そのうち 1 銘柄は 8 万円

その他の銘柄は 1 銘柄につき 4 万円

(a) 年賦課金は、年 2 回に分けて、2 月末日及び 8 月末日に、半額ずつを納入するものとする。

(b) 6 月末日以前に上場された銘柄のその年の年賦課金については、その半額（2 月末日納入分）を免除する。

(c) 7 月 1 日以後に上場された銘柄のその年の年賦課金は免除する。

(d) 6 月末日以前に上場を廃止された銘柄のその年の年賦課金については、その半額（8 月末日納入分）を免除する。

(e) 債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 1 項第 2 号に該当し上場廃止された銘柄の年賦課金については、同号に該当することとなった日以降に到来する納入期の納入分を、有価証券上場規程第 13 条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年賦課金については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する納入期の納入分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)上場手数料ただし書に該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年賦課金は、免除しないものとする。

(3) (1) 及び(2)の規定にかかわらず、債券に関する有価証券上場規程の特例第 2 条第 5 項の規定により上場申請のあった債券の上場手数料及び年賦課金については、これを免除する。